

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見 件数	計画掲載 ページ
<b>1 ご意見を踏まえ、計画を修正するもの</b>					
1	第4章 2各年度における量の見込みと提供体制の確保	<p>・今回の第2期大阪市子ども子育て支援計画の素案に目を通して疑問に思ったこと、なぜ第1期では、「児童いきいき放課後事業」と「留守家庭児童対策事業」ときっちり分けていたのに、第2期になって「放課後の居場所を提供する事業」という名称に変えたのでしょうか。一つの括りとして入れられているのであれば、そもそもいきいきと学童は事業として別だし、学童はただ居場所を提供するためだけに開いているのではないと思います。名称を変更した意図が伝わってこないのです、どういった計画がなされているのかを知りたいです。</p> <p>・地域子ども・子育て支援事業の名称について、第1期計画では「児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業」としていましたが、第2期計画素案では「放課後の居場所を提供する事業（児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業）」と変えられています。国が、子ども・子育て支援事業の13事業としているのは「放課後児童健全育成事業」（大阪市では留守家庭児童対策事業）です。「放課後の居場所」へ名称を変えると、全児童対策事業を含んだ計画になり、国の求める計画とはなりません。</p>	<p>本計画を策定するにあたって実施した平成30年度大阪市子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、児童いきいき放課後事業と留守家庭児童対策事業を合わせて「放課後の居場所を提供する事業」として確認したため、本計画素案においても分かりやすくするため「放課後の居場所を提供する事業（児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業）」と記載したところでございます。</p> <p>ご意見のとおり、市町村子ども・子育て支援事業計画には「放課後児童健全育成事業」に関する量の見込み等を定めることとされており、また、「放課後の居場所を提供する事業（児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業）」から、第1期計画と同様に「児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業」と記載するよう修正いたします。</p>	221	50 51 81
2	第4章 2各年度における量の見込みと提供体制の確保	<p>素案50ページの児童いきいき放課後事業にて、「障がいなどにより支援を必要とする児童が安心して参加できるよう条件整備に努める」との記載がありますが、なぜ障がいに対して「条件」が設けられているのでしょうか。重点施策としての「障がいのある子どもと家庭への支援」と矛盾しています。また、重点施策に対して「努める」という実行力のない表現を用いるのはなぜでしょうか。重点施策のため、「障がいなどによる支援を必要とする児童が安心して参加できる事業とする」と言い切るべきだと考えます。</p>	<p>「障がいなどにより支援を必要とする児童が安心して参加できるよう条件整備に努めます」との記載につきましては、障がいなどにより支援を必要とする児童に安全・安心に児童いきいき放課後事業をご利用いただくため、指導員の加配など環境整備の充実を図ることをその趣旨としておりますので、ご意見を踏まえ、「条件整備に努めます」を「環境整備を図ります」と記載するよう修正いたします。</p>	3	50 51 81

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見 件数	計画掲載 ページ
<p><b>2 ご意見をいただいたものの、すでに記載済み等により計画を修正しないもの</b></p>					
6	<p>第2章 2 ニーズ調査の結果からみた現状</p>	<p>平成30年度の大阪市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（小学校1～3年生）に回答した者です。「放課後の居場所を提供する事業」としては、学童保育といきいきのほかにも、放課後等デイサービス、習い事などいろいろあり、全部をひっくるめた利用状況が有効回答数の内、61.7%と読み取れます。しかしながら、次の項目（図55）では「児童いきいき放課後事業の利用頻度」にのみ言及しています。大阪市子ども・子育て支援第1期計画では「児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業」としていましたが、学童保育については何も設問されておらず、また今回のニーズ調査でも全く無視されているのはどうしてでしょうか。また、小学校3年生で週4日以上利用が21.1%との回答とありますが、我が子の通う学校及び、近隣の学区では小学校2年生でもうほとんどの子がいきいきに行かなくなります。数字が私の知る実態と乖離しているのか、いきいきの教室により指導者の質にばらつきがある（＝利用率にばらつきが出る）のかと、考えざるを得ません。</p>	<p>平成30年度大阪市子ども・子育て支援に関するニーズ調査におきましては、留守家庭児童対策事業に関する設問を設けており、留守家庭児童対策事業につきまして「週4日以上利用」及び「週1～3日利用」と回答した方の割合は、小学1年生で6.5%、小学2年生で7.0%、小学3年生で7.3%となっており、学年別の利用頻度に変化がみられないことから、児童いきいき放課後事業に関する調査結果を掲載させていただきました。</p> <p>計画素案の図55「児童いきいき放課後事業の利用頻度（学年別）」における週4日以上利用する小学校3年生の回答（21.1%）につきましては、回答者801人のうち169人から選択があったものでございます。</p>	2	28
8	<p>第4章 2 各年度における量の見込みと提供体制の確保</p>	<p>「子ども・子育て支援会議教育・保育・子育て支援部会」において出された資料に書かれ利用実績では、国の放課後児童健全育成事業補助対象量（留守家庭児童対策事業及び一部の児童いきいき放課後事業が該当）は16,028名（低学年10,841名、高学年5,187名・H30利用実績）となっていました。第2期計画素案では5,762名（低学年3,578名高学年2,184名・令和2年度の量の見込み）と10,000人近く減っています。令和2年度に利用施設の大幅閉鎖があるのでしょうか。</p>	<p>平成30年度の利用実績につきましては、開設時間途中から参加する児童等を含む延べ人数を記載しております。一方、本計画の量の見込みにつきましては、国から示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に基づく、対象年齢ごとの推計人口に留守家庭児童対策事業の利用を希望する方の割合（ニーズ調査結果）を乗じて得た実人数でございます。</p>	197	50 51 81

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見 件数	計画掲載 ページ
9	第4章 2各年度における量の見込みと提供体制の確保	いきいきは誰でも受け入れてもらえるとはいえ、我が校のいきいきの夏休みの状態狭い図書室で肩を寄せながらひしめき合っている状況でとてもゆっくり過ごせる状況ではないように見受けられました。また。地域の学童保育も希望しても入ることが出来ず落選して涙を飲む方が5、6名はいます。量の見込みが甘いのではないのでしょうか。	児童いきいき放課後事業の量の見込みにつきましては、行政区を区域とし、各区の今後のマンション建設予定を反映した人口推計を用いるなど、各区の実情を踏まえ、国から示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に基づく、対象年齢ごとの推計人口に留守家庭児童対策事業の利用を希望する方の割合（ニーズ調査結果）を乗じて算出したものとなっております。 なお、児童いきいき放課後事業は、市内小学校の余剰教室等を活用し実施しており、過密状態にある場合は小学校と調整し、狭隘状態を解消するよう努めております。	2	50 51 81
10	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪で子育てをしながら大阪で保育士として働いています。保育所入所問題から学力の低下など親だけでなく子どもの耳にも入ってくるような現状の中で子どもが安心してすごし成長していけるのか・・・学校では課題に追われ、チャレンジテストで成績がさらされる状況で自己肯定感が育つか・・・本当に不安でしかありません。何の為のチャレンジテストなのか。それをしたからといって向上している様な変化は日常では見えないし、むしろ毎日疲れて帰ってくる子どもを見て将来が不安になります。もっと子どもの豊かな成長のために本当に必要な環境や施策を考えてほしいです。</li> <li>・ チャレンジテストの見直し、学力向上にはつながりません。職員、子どもも負担です。学力向上につながるには子どもたちの学びたい意欲を育てるべきです。</li> </ul>	<p>学力向上にかかる取組の1つとして本計画に記載しております「大阪市版チャレンジテストplus」につきましては、以下の内容を目的として実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「生徒及び保護者が、学習理解度及び学習状況等を知り、目標をもって主体的に学習に取り組めるようにすること」</li> <li>・ 「学校が生徒一人ひとりの学力を的確に把握し、学習指導の改善及び進路指導に活用すること」</li> <li>・ 「学びの連続性を確立する観点から、客観的・経年的なデータを把握、分析し、効果的な指導方法や課題を『見える化』し、その改善に役立てること」</li> </ul> <p>本市では、引き続き子どもたちの学力向上に向け、取組を進めてまいります。</p>	2	62

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見 件数	計画掲載 ページ
11	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向1 基本方向3	スマホ等の使用によるコミュニケーションスキルの低下に対する対策をお願いします。	<p>本計画に記載しておりますが、本市では、就学前の教育・保育や学校教育の活動を通じて、子どもが他の子どもや大人と円滑にコミュニケーションをとることができるよう取り組んでおります。例えば、学習・指導方法の改善を目的とする「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）の推進では、全ての学習の基盤となる言語能力等の育成も重視し実施しております。また、「キャリア教育の充実」では、キャリア発達にかかわる「人間関係形成能力・社会形成能力」をはじめとする諸能力を育てるため、特別活動と各教科等との関連を図るとともに、キャリア・パスポート（仮称）を活用するなどして、体系的・系統的にキャリア教育を進めることとしております。</p> <p>さらに、不登校・ひきこもりへの取組や、若者自立支援事業を行っており、若者自立支援事業では、社会参加し自立していくことに課題を抱える15～39歳の若者を、コミュニケーション講座や社会参加プログラムなどにつなぎ、自立に向け支援しております。</p>	1	65 68 161 164

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見 件数	計画掲載 ページ
12	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向1	<p>子どもの受動喫煙の危害防止の具体策が抜け落ちているように思います。改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例で、子どもの受動喫煙防止がそれなりに配慮はされていますが、家庭内、同室内、自動車内などでの受動喫煙防止は入っておらず、兵庫県受動喫煙防止条例などでは以下が規定されています。子どもらの健康と健全育成のために、これらの観点を盛り込むようお願いいたします。</p> <p>第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。</p> <p>第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。</p> <p>子どもらの利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園などでの禁煙規定も。</p> <p>一方で、子どもの時から以下の教育、啓発が大切で不可欠です。「初めからタバコを吸い始めないことの大切さを伝える」</p>	<p>本計画に記載しておりますが、「たばこに関する正しい知識の普及啓発」として、たばこ（未成年喫煙対策・受動喫煙防止対策等）に関する正しい知識についての普及啓発推進のため、ホームページや各区保健福祉センターで実施する健康講座など様々な機会を通じてたばこの健康への悪影響を発信することとしております。</p> <p>また、子どもへの受動喫煙防止対策につきましては、平成30年12月に施行された「大阪府子どもの受動喫煙防止条例」により、全ての子どもたちが安心して健康的に暮らすため、受動喫煙防止に努めるとされていることから、各学校や民生委員、児童委員を通じて周知啓発を行っております。</p> <p>府条例の趣旨をふまえ、引き続き子どもの受動喫煙防止対策に努めてまいります。</p>	1	77

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見 件数	計画掲載 ページ
<b>3 ご意見をいただいたものの、計画の記載内容に直接関係しないもの</b>					
22	その他	<p>保育所設営に関する予算は組んでいただいておりますが、小学生になった学童期の放課後支援についてはもっと充実してほしいです。働く親が増加し子供の放課後の過ごし方が重要になってきています。いきいきのみならず、学童保育への支援を充実してほしい。いきいきではおやつや給食がなく、遊びの場を提供しているだけで留守家庭の子どもの保育の場所ではありません。学童保育は家庭の延長であり働く親が安心して、こどもを預ける場所です。しかし、補助金は十分ではなく運営は保護者が担っており、そこで働く指導員の待遇も十分ではありません。大阪市の子育ての充実こそがこの地域を活性化させる重要な活動と感じております。家賃補助、指導員の賃金補助、ひとり親世帯、兄弟世帯への補助金の増加を希望します。夜までこどもが一人でさみしい環境が改善されるようお願い致します。</p>	<p>留守家庭児童対策事業への運営費補助金につきましては、国の補助基準額の改定に伴い本市補助基準額も改定しております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	29	—
23	その他	<p>今でも補助金が少なく保育料の負担が大きいため、本来なら学童を利用したい必要としている家庭が利用をあきらめている現状があります。利用したい家庭がもれなく無理なく利用できるように補助金をもっと充実させて下さい。また、不登校のこどもも学童には通えるというケースもあると聞きます。学童は行き場のないこどもたちの居場所としても機能しています。今までよりもより充実した保育ができるように補助金を上げて下さい。せめて国の基準にまで引き上げて下さい。学童の先生方は低賃金で働いてくれています。あまりの低賃金に結婚し家庭を持つのが困難な場合もあります。先生たちが継続して働き続けられるように支援して下さい。先生の安定的な確保が子どもたちのすこやかな成長につながります。予算が限られているのはわかっていますが、大阪の未来を担う子どもたちの成長に必要な対策をとっていただくようによろしく申し上げます。</p>	<p>留守家庭児童対策事業への運営費補助金につきましては、国の補助基準額の改定に伴い本市補助基準額も改定しております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	18	—

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見 件数	計画掲載 ページ
24	その他	<p>今現在、「留守家庭児童対策事業」を補助金事業として各施設に補助金を出していますが、その内容についても、もう一度考えていただきたいです。国の補助金の考え方は「人件費に対して」のはずが、大阪市は「人件費」以外の全て（家賃、水・光熱費、行事費、設備費、移転にかかる費用など）も含んだ考え方をしており、国が推奨するほかの補助金（家賃補助など）を取ってくれません。そのため、保護者には、高額な保育料（他市の学童保育（放課後児童クラブ）にくらべて）が大きな負担になっています。</p>	<p>留守家庭児童対策事業の運営費補助金につきましては、国の「放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱」では、放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く）とされており、人件費だけでなく、運営に必要な光熱水費や物品購入費など物件費も含まれております。</p> <p>本市の放課後事業施策につきましては、児童いきいき放課後事業を中心に進めており、その上でなお残る留守家庭のニーズに対して留守家庭児童対策事業を実施するものとしており、厳しい財政状況の中、施策を推進しております。</p> <p>いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	1	—
25	その他	<p>子ども・子育て支援新制度で幼児教育の保育料が無償化になりました。同じ預かり保育だと思いますが、何故、学童保育も無償化または減額にならないのでしょうか。政府の政策の「働き方改革」で今後も共働きが増えてくるだろうと思われます。働く親のためにも学童保育にも目をむけて下さい。</p>	<p>本市の放課後児童施策につきましては、児童いきいき放課後事業を中心に進めており、その上でなお残る留守家庭児童のニーズに対して留守家庭児童対策事業を実施するものとしており、厳しい財政状況の中、施策を推進しております。</p> <p>いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	24	—
26	その他	<p>児童いきいき放課後事業は、学童保育のように専用の保育スペースはあるのですか？おやつはあるのでしょうか。居住する校区の学校は児童いきいき放課後クラブはないときいています。</p>	<p>児童いきいき放課後事業につきましては、小学校の余剰教室等を活用して実施していることから、保育のためのスペースを設けることができる小学校では放課後児童クラブを行っております。</p> <p>また、おやつにつきましては、各校の「児童いきいき放課後事業運営委員会」において、活動時間延長児童への提供の可否を定めております。</p>	63	—